

①事業名	【79】大学知的財産本部整備事業（国際的な産学官連携の推進体制整備）
②主管課及び関係課（課長名）	（主管課）研究振興局研究環境・産業連携課 技術移転推進室（室長：井上卓己）
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標5-2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出 達成目標5-2-5 大学発特許取得件数を10年間で15倍に増加する。 達成目標5-2-6 大学発特許実施件数（大学の機関帰属）を5年後に1000件に増加させる。</p>
④事業の概要	<p>内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業のイノベーション創出と国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、平成14年7月には、「知的財産戦略大綱」が決定され、14年12月には、「知的財産基本法」が制定された。また、この基本法に基づき、「知的財産推進計画」（15年7月）、「知的財産推進計画2004」（16年5月）、「知的財産推進計画2005」（17年6月）及び「知的財産推進計画2006」（18年6月）がそれぞれ策定されてきたところであり、引き続き、知的財産の創出、保護、活用に関する施策の一層の充実・強化が不可欠となっている。</p> <p>また、平成16年4月に国立大学が法人化したことに伴い、今後、一層の産学官連携が期待されるため、大学における産学官連携の体制整備を進めるとともに、研究面・教育面における産学官連携の一層の充実を図る。</p> <p>【対象】「大学知的財産本部整備事業」実施機関 【手段】全学的な知的財産の管理・活用を図る「大学知的財産本部」や、大学知的財産本部を核に産学官連携に係る諸機関を統括する総合的な体制である「スーパー産学官連携本部」（43件のうち6件）の充実・強化を図るために必要な支援を行うとともに、19年度から大学知的財産本部において、国際知財人材の育成、海外における基本特許の戦略的な取得や海外企業からの受託研究の拡大等、国際機能の強化に必要な支援を行う 【意図】大学等における知的財産の創出・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築し、そのノウハウを他大学に普及するとともに、基本特許の国際的な戦略取得や国際的な産学官連携の推進を図る。</p>
⑤予算額及び事業開始年度	平成19年度概算要求額：4,085百万円（平成18年度予算額：2,585百万円） 事業開始年度：平成15年度（大学知的財産本部整備事業）
⑥広報計画	<p>【ターゲット】本事業に係る広報は、特に産学官連携・知的財産活動に従事する大学関係者や企業関係者等を主たるターゲットとする。</p> <p>【メッセージ】本事業の展開にあたっては、特に知的財産の重要性について、正しく誤解のないように理解してもらうことを目指す。なお、今年度は、新たに国際的な産学官連携の必要性について正しく理解してもらうことを目指す。</p> <p>【媒体】本事業の展開にあたっては、「イノベーション・ジャパン2006」などの全国規模で「産」「学」が集うイベントの場を用いて情報発信するとともに、現場ニーズをより正確に把握するために、当該事業実施機関を対象にヒアリングを実施する予定。</p> <p>【タイミング】現在、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会において、国際的な産学官連携の在り方等について審議しているところであり、8月中を目途に一定の取りまとめを行う予定となっており、特に秋以降、積極的に情報発信をしていく予定。</p>
⑥事業開始時において得ようとした効果	平成15年度から34件のモデル構想及び9件の「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」支援機関を選定し、大学における知的財産の戦略的な管理・活用のための体制を整備し、今後の大学における知的財産戦略体制について実証すべき先駆的なモデルとして他大学にその結果を普及・伝播する。
⑦得られた効果	大学における知的財産の戦略的な管理・活用のための体制を整備するという当初の目的については、事業実施機関において、専門的な外部人材の登用、知的財産ルール整備、学内教職員への普及啓発活動、発明に係る審査体制の確立及び知財の管理システムの導入など着実に効果が得られた。また、事業実施機関による他大学への普及活動等により国公立大学全体の知財の管理活用体制の整備数や発明届出数・特許出願数が大幅

	<p>に増加するなど実績にも反映されている。</p> <p>一方で、知財の飛躍的な増大に伴う体制の充実・効率的な運営、企業の多様な要望に対応するための契約機能の強化及び将来を見通した人材の計画的な養成等が引き続き重要な課題となっているほか、海外企業との委託・共同研究は極めて少なく、実績のみならずノウハウ・経験ともに少ない状況にある。</p>	
<p>⑧得ようとする効果及び上位目標との関係</p>	<p>【得ようとする効果】</p> <p>大学における知的財産の管理・活用体制について、法務・契約機能の強化等より一層の体制の整備を進めるとともに、外部人材のみに頼らず、実際の業務に従事する教職員の知的財産に関する技能を向上させるなどの種々の取組を通じ、そのノウハウを他大学等へ普及する。また、国際的に通用する知財人材の育成・確保、国際法務・渉外・情報発信機能の強化及び海外特許の戦略的な取得、等国際機能を強化することにより、国際的な産学官連携の推進体制の先駆的なモデルを構築する。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <p>国際的な産学官連携活動を強化することにより、新たな知の発見や優秀な研究者の輩出等につながるため、「大学における知的財産の創出を刺激・活性化」するとともに、「大学発の研究成果の産業化を拡充する」ことにつながる。また、海外において大学発の研究成果を活用するためには、意図せざる技術流出を防止するという観点からも外国特許として権利を取得する必要があることから、「大学発特許取得件数」（達成目標5-2-5）や「大学発特許実施件数」（達成目標5-2-6）の増加が見込まれる。</p>	<p>⑨達成年度</p> <p>平成19年度</p>
<p>⑩必要性</p>	<p>我が国経済・社会が国際競争力を強化し、活力の維持・発展を図っていくためには、優れた知的財産の創出確保、活用を推進することにより経済・社会の活性化を促進することが極めて重要である。国立大学の法人化（平成16年度）に合わせ、国の方針として特許等知的財産の機関帰属への転換が示されたことよって、「知」の源泉たる大学において、知的財産の戦略的な取得・活用を進めるための環境整備を図ることが急務となっている。</p> <p>大学の主体的な取組を支援するため、大学が知的財産の戦略的なマネジメントを実施する上で必要となる優秀な外部人材の確保やTLO等外部組織との連携体制強化を図るための支援措置や、大学等における産学官連携を推進するための体制の強化を図ること等が必要である。</p> <p>特に、海外企業との委託・共同研究は極めて少なく、実績のみならずノウハウ・経験ともに少ないという現状を踏まえ、「知的財産推進計画2006」などの各種報告書等においても指摘がなされているように、大学知的財産本部の国際機能を強化し、基本特許の国際的な戦略取得や国際的な産学官連携を推進することが重要である。こうした取組は、より一層、大学の教育研究の活性化やイノベーション創出の促進に資することから、大学等における研究成果の社会還元につながるものである。</p> <p>文部科学省としても、大学等の知的財産の活用による研究成果の社会還元を図ることは大学改革を進める上でも重要であることから、早急に必要な施策を講じる必要がある。</p>	
<p>⑪効率性</p>	<p>大学における知的財産の取得・管理・活用を戦略的にマネジメントするための体制を構築することにより、大学の研究成果の社会還元が促進されるとともに、選定された各機関による知的財産戦略の体制整備パターンを充実させることにより、あらゆる条件下にある他大学等に体制整備の方法を承継することが可能となる。</p> <p>【事業に投入されるインプット】</p> <p>4,085百万円（平成19年度概算要求額）</p> <p>【事業から得られるアウトプット】</p> <p>本事業の実施機関（43件）における知的財産の管理・活用体制の充実を図り、他大学等への普及を促進することにより、他大学等における知的財産の管理・活用体制の整備数の増加が見込まれる。（平成18年3月末現在で国公立大学147（今後整備予定は134。なお、前年度実績は142））。</p>	
<p>⑫想定できる代替手段との比較考量</p>	<p>—</p>	
<p>⑬指標・参考指</p>	<p>【指標】</p>	

有 効 標	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立大学における知的財産の管理・活用体制の整備数 【参考指標】 ・発明届出数、特許出願数、特許取得数、特許実施件数
効果の把握の 仕方 (検証の手順)	<p>全国の大学等における大学知的財産本部の整備状況や産学官連携活動の推進状況の調査等を行い、知財ポリシー等の知的財産関連ルールの整備や専門外部人材の活用等体制整備の状況、特許出願数・取得数や特許実施件数等から判断する。</p>
得ようとする 効果の達成見 込みの判断根 拠(判断基準)	<p>大学における知的財産の創造、保護、活用に関する施策を総合的に実施するものであり、「⑦得られた効果」にあるとおり、過去の事業の実施により着実に効果が得られていることから、本事業を拡充することにより、今後も得ようとする効果の達成は可能であると判断する。</p>
⑭公平性、優先 性	<p>—</p>
⑮評価に用いた データ・情報・ 外部評価等	<p>・平成17年度における国公立大学の知的財産の管理・活用体制の整備状況や特許出願数などの知的財産の創出・管理・活用状況等について調査を実施。 【調査結果の概要】知的財産の管理・活用体制については、既に整備している大学等が147（今後整備予定は134。なお、前年度実績は142）となり、「大学知的財産本部整備事業」対象以外の大学等においても着実に体制の整備が進んでいる。また、国公立大学の特許出願数が対前年度約1.4倍増となっていることから、今後、特許取得数（達成目標5-2-5）の増加が見込まれ、また、特許実施件数（達成目標5-2-6）も対前年度約2.7倍増となっており、今後も引き続き増加が見込まれる。</p> <p>・平成17年7月に科学技術・学術審議会に置かれた「大学知的財産本部審査・評価小委員会」において、2カ年経過時点における事業の達成度等について中間評価を実施。 【評価結果の所在】http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/07/05071602.htm 【評価結果の概要】各大学では、知的財産の管理・活用体制の構築や関係ルールの策定など、総じて、当初計画を踏まえて着実な体制整備が図られ、機関帰属の方針の浸透、特許出願集等の増大など当初計画を上回るペースで実績を上げつつある。</p>
⑯備 考	<p>「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日、閣議決定） 「知的財産人材育成総合戦略」 （平成18年1月30日、知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会） 「知的財産戦略について」（平成18年5月23日、総合科学技術会議） 「知的財産推進計画2006」（平成17年6月8日、知的財産戦略本部） 「イノベーション創出総合戦略」（平成18年6月14日、総合科学技術会議） 「平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分の方針について」 （平成18年6月14日、総合科学技術会議） 「経済成長戦略大綱」（平成18年6月26日、経済財政諮問会議） なお、「知的財産推進計画2006」等において、大学知的財産本部の国際機能の強化が重点事項として明記されているところである。</p>

国際的な産学官連携の推進体制整備 (大学知的財産本部整備事業)

平成19年度概算要求額: 4,085百万円
(うち経済成長戦略推進要望 1,500百万円)
平成18年度予算額 : 2,585百万円

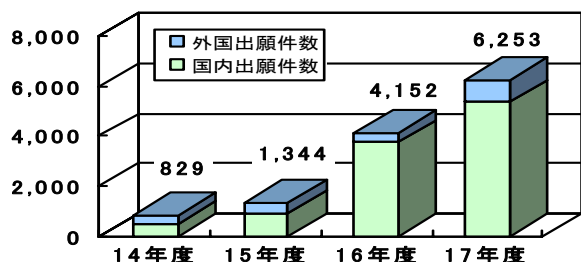
大学知的財産本部整備事業(平成15年度～)

○大学等における戦略的な知的財産の創出・管理・活用を図るため、平成15年度より実施。

【実施機関】43大学(うち6大学は「スーパー産学官連携本部」)

成果の着実な進展

大学等の特許出願件数

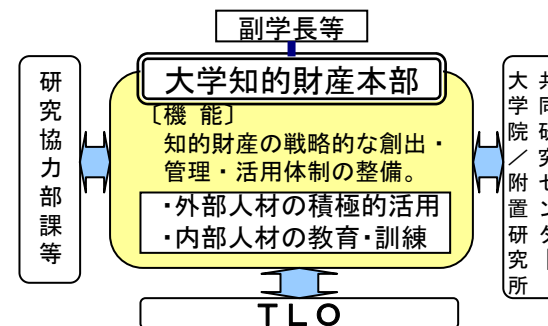


【実績】

特許出願件数、共同研究・受託研究の件数・研究費の大幅な増加 等

【体制整備】

- 副学長等をトップに据えた全学的・横断的な体制の構築
- 知的財産ポリシーなど基本的な学内ルールの方策定 等



課題

- 海外企業からの受託研究・共同研究の実績、ノウハウ・経験が少ない(全体の1%未満)
- 国際知財人材の育成、海外企業との交渉・契約実務体制、海外企業への情報発信が不十分
- 海外への技術流出の防止(海外特許出願の質の向上)

等

事業内容

※各大学の策定する「国際的な産学官連携ポリシー(仮称)」に基づき、以下の施策を実施

○国際的に通用する知財人材の育成・確保

→海外研修等を通じ、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通し、経営に明るく、国際的に通用する知財人材の育成・確保

○国際法務機能の強化と紛争予防

→弁護士・弁理士等外部専門家を活用した契約・交渉実務の支援

○国際産学連携・情報発信機能の強化

→国際的なリエゾン活動を行う人材の配置

○海外特許の戦略的な取得

→海外特許専門人材の配置

国際的な産学官連携推進体制の構築による我が国の国際競争力の強化
～基本特許の国際的な戦略取得、海外企業からの受託研究などの拡大～